

子どもの権利救済機関の制度

1 制度の趣旨

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」という。）」に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関である（21年4月開設）。子どもやその保護者等からの相談に応じるほか、救済の申立てや救済委員の自己の発意に基づき、調査、調整、是正措置の勧告や制度改善に向けた意見の公表を行う権限を有している。

これらの権限に法的拘束力はないが、専門的見地に立ち、下記の基本姿勢に基づいて、行政からの独立性が尊重された立場で子どもを支援し、何が子どもにとって最善の利益であるかを関係者が共有し相互に理解できるよう、必要に応じて関係機関等に働きかけを行いながら、権利の侵害を受けた子どもの救済を図っていく。

【子どもの権利救済機関の基本姿勢】

- ・「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。
- ・子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。
- ・子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。

（平成24年4月1日札幌市子どもの権利救済委員）

2 運営体制

◆ 組織と職務

組織構成	職務内容
救済委員 (2名)	救済機関の統括、相談対応のスーパーバイズ、調査員への調査・調整の指示、勧告、意見表明等の決定、救済委員会議の開催
調査員 (3名)	申立て、調査・調整活動、救済委員の補佐
相談員 (7名)	相談対応（電話、メール、面接）、調査・調整の補佐、出前講座の実施
事務局 (4名)	救済機関の庶務、経理、広報等の事務

◆ 相談・救済の対象

札幌市内に住む子どもの悩み、又は市内の学校や施設などで起きた子どもの悩みについて相談を受けている（原則18歳未満。ただし、高校生等の場合は18歳又は19歳も可）。

申立ては、原因となった事実があった日から3年を経過していないものが対象となる。

◆ 開設時間

（月）～（金）10：00～20：00、（土）10：00～15：00（日曜日・祝日・年末年始は休み）

◆ 受付方法

- ・電話（子ども専用の通話料無料電話 0120-66-3783、大人用 011-211-3783）
- ・メール（assist@city.sapporo.jp）
- ・面談（下記の設置場所にて実施）

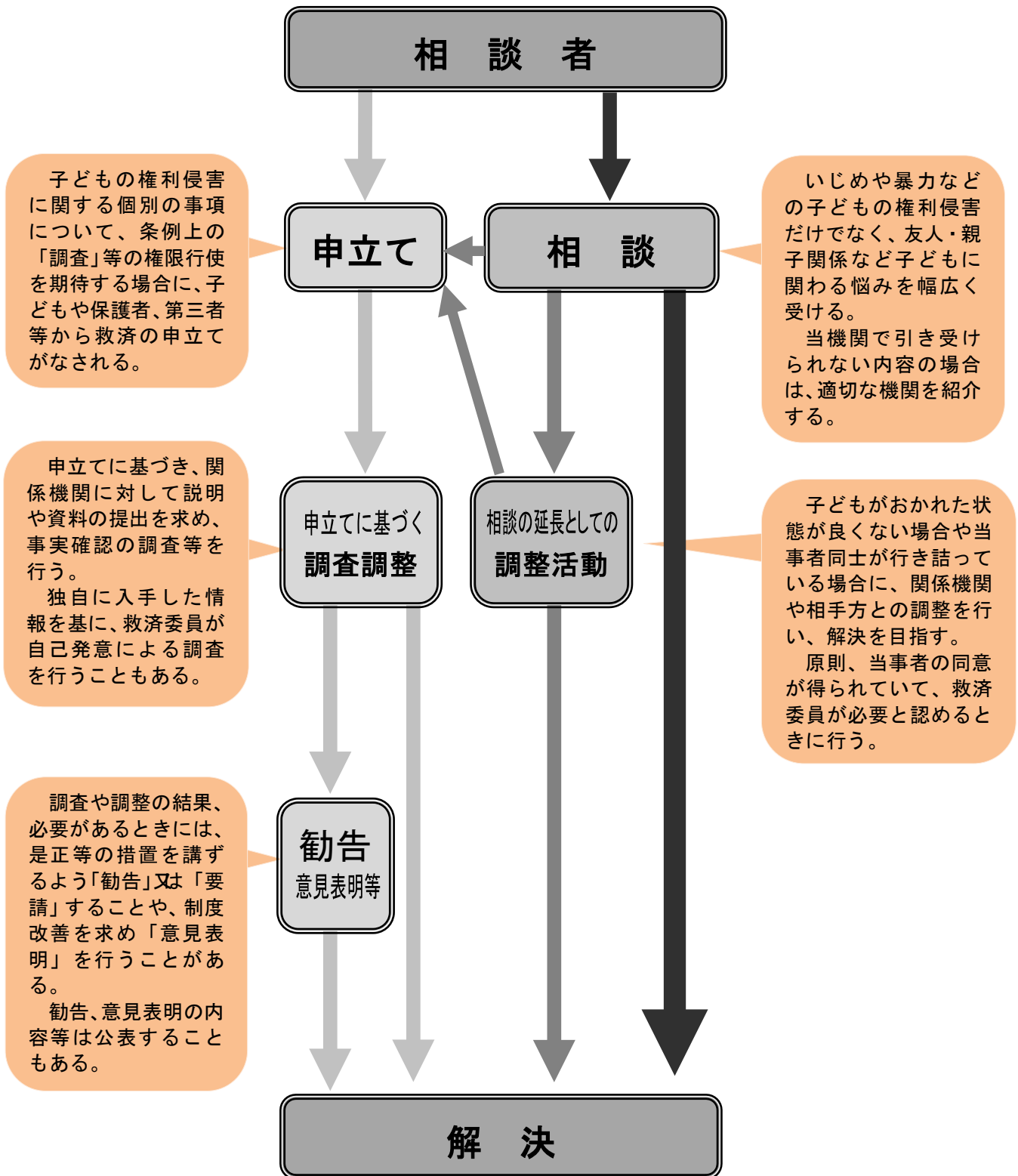
◆ 設置場所

札幌市子ども未来局子どもの権利救済事務局

（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階 電話：211-2946 Fax：211-2948）

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どものさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まる。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合がある。



※図中の矢印は通常想定される流れを示したものであり、事案の状況や特性によってさまざまな流れが考えられる。